

## BBTV サービス規約（約款）

ビー・ビー・ケーブル株式会社（以下「当社」といいます。）と、当社の BBTB サービス（以下「本サービス」といいます。）の提供を受ける者（以下「加入者」といいます。）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます。）は、以下の条項によるものとします。

### 第1条（規約の適用）

1. BBTB サービス規約（以下「本規約」といいます。）は、当社が提供する本サービスの利用に関し、適用されるものとします。
2. 当社は、当社所定の方法により加入者に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、加入者は変更後の規約に従うものとします。
3. 当社は、本規約に関する個別の規定、特約等（以下「個別規定等」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、個別規定等は本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
BBTB サービス	本規約に基づき当社が提供する高速通信ネットワーク回線を用いた当社のチャンネル（放送）サービス、その他のサービス、ならびにこれらに付帯するサービスの総称
加入契約	BBTB サービスの提供を受ける契約
加入者	当社と加入契約を締結した者
加入申込者	当社に加入契約の申し込みをする者
受信装置（セット・トップ・ボックス）	BBTB サービスの提供を受けるのに必要な当社の指定する技術的基準に適合するデジタル受信機
IC カード	受信装置に挿入されることにより受信装置を制御する IC を組み込んだ当社が貸与するカード
電気通信事業者	電気通信事業法等に基づいて通信事業を営む事業者

### 第3条（当社が提供するサービス）

1. 当社は、当社の指定する電気通信事業者が提供する通信回線サービスを利用している加入者に対し、当社の定める業務区域内で、次のサービスの提供を行います。
  - (1) 「BBTB・放送サービス個別規定」に基づくチャンネル（放送）サービスおよびこれに付帯するサービス
  - (2) その他のサービス
2. 当社は、本サービスの内容および放送時間を原則として番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）によりお知らせします。但し、当社は、お知らせした内容を変更する場合があります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

3. 加入者は、本サービスを個人的利用のみを目的として利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する等を行ってはならず、又、第三者をして行わせてはならないものとします。
4. 本サービスの利用には、加入者が当社指定の受信装置を通信回線に接続し、BBTV 専用画面にて当社定めるご利用開始の手続き（以下、「ご利用登録」とします。）を完了する必要があります。
5. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。

#### 第4条（著作権等）

本サービスを通じて当社から提供されるサービス（映像、音声、文章等を含む）に関わる著作権、著作隣接権、商標権および特許権その他一切の知的所有権は、当社または正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、本規約によって加入者にいかなる権利も付与されるものではありません。

#### 第5条（加入契約の単位）

1. 加入申込者が契約している通信回線サービスの1回線ごとに1つの加入契約を締結します。
2. 加入契約の申し込みは、個人に限るものとします。
3. 加入申込者は、当社の提供する本サービスを、同時送信、再分配その他加入申込者と同一の世帯の者以外の者に対して利用させることを目的として使用する場合には、前項の規定にかかわらず、当社と別の取り決めをしなければなりません。
4. 前項に規定する世帯とは、住居もしくは生計を共にする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者とします。

#### 第6条（加入契約の成立）

1. 加入申込者は、加入契約の申し込みに当たって、当社が別に定める様式により、当社に申し込みを行わなければなりません。
2. 加入契約の申し込みに当たっては、「BBTV・放送サービス個別規定」で定めるチャンネルパックのいずれかに申し込みを行わなければなりません。
3. 加入契約は、加入申込者が前項に従って申し込み、当社がその内容を確認後、加入者に承諾の通知をすることによって成立します。
4. 当社は、当該申し込みを承諾した旨およびその日付を、当社の定めた方法により通知します。
5. 申込書に記載された内容に変更が生じた場合には、加入者は、直ちに当社の指定する方法に従って当社に変更の通知をしなければなりません。
6. 当社は、次の各号に掲げる場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 加入申込者の利用予定地が当社の定める業務区域外である、または、その他技術条件から本サービスを提供できないことが想定される場合
  - (2) 当社の指定する電気通信事業者が提供する通信回線サービスを利用しているが、何らかの理由で、その事業者より請求行為がされていない場合
  - (3) 加入申込者が著作権および著作隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (4) 加入申込者が加入契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (5) 加入申込者が本サービスを法令に反する目的で利用しまたは利用するおそれがあると認められる場合

#### 第7条（加入申し込みの撤回等）

1. 加入者は、契約成立日の日から7日を経過するまでの間、文書によりその申し込みの撤回を行うことができます。
2. 前項の規定による加入契約の申し込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第1項の期間に本サービスを利用して発生する料金は、加入者負担とします。

#### 第8条（加入契約の有効期限）

加入契約の有効期限は、契約成立の日から契約成立の日の属する月の翌月の初日より1年を経過した日までとし、有効期間の満了する日の1か月前までに加入者または当社から更新拒絶の文書による意思表示がない場合においては、加入契約は、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後同様とします。

#### 第9条（最低視聴年齢を定めて提供される番組）

1. 加入者は、最低視聴年齢を定めて提供される本サービスを視聴する場合には、加入者の同一世帯における最低年齢およびパスワードを事前に登録し、視聴するごとに事前に登録したパスワードを入力しなければなりません。
2. 加入者は、パスワードを最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したこと起因する加入者の不利益について、当社は、一切責任を負わないものとします。
3. 加入者は、パスワードを忘れた場合においては、パスワード設定を初期状態に戻すために当社に通知しなければなりません。

#### 第10条（受信装置）

1. 本サービスは、当社の指定する技術的な基準に適合する受信装置により利用できます。
2. 受信装置の設置場所は、個人宅のみとし、事業所、店舗、休憩所へ設置することまたはその他不特定多数もしくは多人数が視聴できるように受信装置を設置することは禁止するものとします。
3. 当社は、スタンバイモード中に、オンラインで受信装置のソフトウェアのアップグレードを定期的ないし、不定期に行います。加入者は、これを了承するものとします。
4. 受信装置は、当社の指定する事業者から加入者に対しレンタルされるものとし、受信装置のレンタルに関しては、当該事業者の定める規約が適用されるものとします。

#### 第11条（ICカードの貸与）

1. 当社は、加入者に対し、受信装置1台につき、ICカード1枚を貸与します。
2. ICカードの所有権は当社に帰属し、この規約に同意した加入者に限り、この規約に基づきICカードの使用を許諾します。なお、加入者は、本サービスの契約が終了するまで、ICカードを受信装置に常時装着した状態で使用・保管し、ICカードが紛失、盗難、故障および破損することのないよう十分注意（善良な管理者の注意）をしなければなりません。
3. 当社は放送の受信その他受信装置を用いて行われる全ての操作が加入者によって行われたものとみなし、ICカードの第三者による不正利用等の事故により損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第12条（ICカードの故障および交換等）

1. 加入者は、ICカードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、当社にその旨を届け出なければなりません。
2. 加入者に貸与されたICカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合は、当該ICカードを交換します。この場合、当社が無償と認定した場合を除き、加入者は当社に対し、別表1に定めるICカード再発行手数料を支払うものとします。
3. 第2項の場合、当社から故障と認定されたICカードは、直ちに当社に返却しなければなりません。

#### 第13条（ICカードの紛失・盗難等および再発行）

1. 加入者が、ICカードを紛失または盗難等にあった場合は、速やかに当社にその旨を届け出なければなりません。
2. 当社が前項の通知を受理した場合は、当該ICカードを無効とし、当社はICカードを通じて行う各種サービスの対応を停止します。但し、届出が受理される以前に、第三者によりICカードが使用された場合の利用料は、加入者の負担となります。
3. 紛失または盗難等により、当社が加入者からICカードの再発行の請求を受けた場合は、当社が再発行することを不適当と認めた場合を除き、ICカードの再発行を行います。
4. 前項の場合、加入者は当社に対し、別表1に定めるICカード再発行手数料を支払うものとします。

#### 第14条（ICカードの返却等）

1. 加入者は、本サービスの契約が終了の場合は、当社の請求に従い、当社に対して、ICカードを返却しなければなりません。
2. 事由の如何を問わず、本サービスの契約が終了し、ICカードが30日以内に当社に返却されなかった場合、加入者は当社の請求に従い、別表1に定めるICカード再発行手数料を違約金として直ちに当社に支払うものとします。
3. 当社は、当社の都合により、加入者にICカードの交換・返却を請求することがあります。

#### 第15条（視聴障害）

1. 視聴障害があった場合においては、加入者は、速やかに当社に通知しなければなりません。この場合においては、当社は、速やかに発信状況を調査し、当社の放送設備に何らかの異常があったときは、当社の責任において必要な措置を講じるものとします。異常の原因が加入者による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。
2. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、加入者に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することがあります。
  - (1) 本サービス用設備等の保守を緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (5) 電気通信事業者が自社のシステム保守を緊急に行う場合、または電気通信事業者の電気通信設備等の障害が生じた場合
  - (6) その他、運用上または技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
3. 前項の場合、当社は中断の予定を当社が定める方法にて、加入者に通知しますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 第2項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの提供の遅延または中断が発生したとしても、それに基づく損害に対して、本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

#### 第16条（利用料）

1. 本サービスの利用料は、本規約別表1に定める場合のほか、個別規定等に定めるところによるものとします。
2. 支払われた利用料は、本規約に規定する場合を除き、払戻ししません。
3. 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は利用料の改定をすることがあります。この場合は、改定月の1ヶ月前までに加入者に通知します。
4. 加入者の責に帰さない事由により、本サービスを月の内半分以上提供しなかった場合においては、当社は、当該本サービスに係る当該月分の利用料を請求しません。
5. 当社の放送設備の何らかの異常により視聴障害があった場合には、24時間を1日とし視聴できなかった日数分を利用料の日割計算にて払い戻します。

#### 第17条（支払方法）

1. 加入者は、次の各号の方法のいずれかで、利用料を支払うものとします。
  - (1) クレジットカード
  - (2) 当社提携銀行預金口座振替
  - (3) その他当社が定める方法
2. 利用料の支払いがクレジットカードによる場合、利用料は当該クレジット会社の会員規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。
3. 利用料の支払いが預金口座からの振替による場合、料金は本サービスを利用した月の翌月26日、もしくは27日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に会員指定の口座から引落されるものとします。
4. 当社は、利用料等、第18条に定める遅延利息、第12条第2項、第13条第4項に定める手数料、その他本規約に基づく会員に対する債権（以下「利用料等」といいます。）の請求および受領行為を第三者に委託することができるものとします。この場合、加入者は当該委託先の定める方法に従い利用料等を支払うものとします。

#### 第18条（遅延利息）

加入者は、利用料等の支払いを、支払期日より遅延した場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年利14.6%の割合にて遅延利息金を当社に支払うものとします。

#### 第19条（住所の変更）

1. 加入者が、住所を移転する場合、当該加入者は、移転先の住所、電話番号等を、当社の定める方法により、事前に申し出るものとします。
2. 移転後の本サービスの利用地が当社の定める業務区域外である、または、その他技術条件から当社が本サービスの提供ができないと判断した場合、当該加入者は、規約に従い解約手続きをとるものとします。

#### 第20条（加入者が行う契約の解約）

1. 加入者は、契約期間中であっても、当社の定める方法により当社に通知したうえで、加入契約を解約することができます。解約は、当該通知が当社に到達した日の属する月の月末に成立します。

2. 第1項に基づき加入者が契約の解約を行った場合においては、当社は、利用料を払戻ししません。
3. 第1項に基づき加入者が加入契約を解約し、再度当社と加入契約を締結する場合は、解約前に本サービスを利用した料金を精算していることを条件とします。

#### 第21条（当社が行う契約の解除・終了）

1. 当社は、加入者が本規約上支払うべき金員の支払いを怠った場合においては、相当の期間を定めた催告の上、加入者に対する本サービスを停止して加入契約を解除できるものとします。
2. 当社は、加入者が本サービスを法令に反する目的で利用しまたは利用するおそれがあるものと認められる場合においては、直ちに加入者に対する本サービスを停止して加入契約を解除できるものとします。この場合においては、当社は、利用料を払戻ししません。
3. 当社は、加入者が、電気通信事業者が提供する通信回線サービス契約を解除される等の理由により当該サービスを停止された場合には、本サービスを停止した上、加入契約を解除できるものとします。
4. 第1項に基づき契約を解除された者が、再加入を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が、再加入を認めるときは、新たな加入契約を締結するものとします。
5. 次の各号の事由により本サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、加入契約は直ちに終了するものとします。
  - (1) 当社の放送設備に回復不能の損害が生じた場合
  - (2) 当社の視聴管理設備に回復不能の損害が生じた場合
  - (3) 本サービスの利用中、通信回線が何らかの理由で本サービスの提供の条件を満たさなくなった場合
  - (4) その他当社が本サービスを提供することが客観的に不可能な事由が生じた場合
6. 前項に基づき契約が終了した場合においては、当社は、当月分の利用料を払戻しします。

#### 第22条（禁止事項）

1. 加入者は、本サービスを利用して、又、その利用に関連して、以下の行為を自らまたは第三者を通じて行わないものとします。
  - (1) 本サービスにより配信される音楽、映像、画像、文章等を著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、公表、譲渡、公衆送信、改変その他の態様で利用する行為
  - (2) 当社の著作権、登録商標等の知的所有権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
  - (3) 当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
  - (4) 当社の通信設備、コンピュータ、その他の機器およびソフトウェアに不正にアクセスし、または、その利用もしくは運用に支障を与える行為または与える恐れのある行為
  - (5) 上記の各号の他、法令に違反する行為、当サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害する行為、その他当社に不利益を与える行為
  - (6) 当社が指定する通信回線サービス、受信装置またはICカードによらない本サービスの利用
  - (7) 本サービスを用いた法令に違反する行為
2. 加入者は、ICカードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等 ICカードの機能に影響を与える行為を行うことはできません。又、加入者は、ICカードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
3. 加入者は、ICカードをレンタル、リース、賃貸または譲渡その他方法のいかんを問わず、第三者に使用させることはできません。但し、加入者と同一世帯の者に限り、加入者の責任において、当該ICカードを利用させることができます。

## 第23条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責を負いません。

- （1）天災、事変およびその他気象に起因する視聴障害
- （2）当社の責に帰さない事由により生じた本サービスの停止
- （3）電気通信事業者の提供する通信回線サービスの技術的な要件による視聴障害
- （4）本サービスを当社が推奨する宅内環境以外の方法で利用したことによる視聴障害
- （5）通信回線サービスを本サービスとパソコン等によるインターネット接続と共用した場合で、その利用状況により発生する視聴障害
- （6）加入者、もしくは、加入者および当社以外の第三者の行為に起因する異常

## 第24条（個人情報等の保護）

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」

（<http://www.bbtv.com/terms/privacy.html>）に従い適切に実施します。

## 第25条（権利の譲渡）

1. 加入者は、加入契約上の権利、義務その他加入契約上の地位の全部または一部について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。
2. 相続により、加入者の加入契約上の地位は承継されません。

## 第26条（業務の委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の一部を第三者に委託して行わせることができますものとします。

## 第27条（契約義務違反）

加入者がこの規約に違反し、もしくは、本サービスの利用に伴う故意または過失により、当社または第三者に対して損害を与えた場合、加入者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。

## 第28条（準拠法および管轄）

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表 1

1. 手数料

項目	金額 (税込)	摘要
IC カード再発行手数料	1,890 円	

## BBTV サービス「Yahoo! BB 光ホーム」および「Yahoo! BB 光マンション」サービスに関する特約

### 第1条（適用）

本特約は、本規約の一部を構成するものとして次条に定める適用対象者によるBBTVサービスの利用に関し、定めるものとします。

### 第2条（適用対象者）

本特約が適用されるのは、ソフトバンクBB株式会社が定める「Yahoo! BB 光ホームサービス規約」に基づき提供する「Yahoo! BB 光ホーム」サービスの会員および「Yahoo! BB 光マンション規約」で定める「Yahoo! BB 光 TV package」の会員に限ります。

### 第3条（加入契約の成立）

本規約第6条第3項にもかかわらず、「Yahoo! BB 光 TV package」にお申し込みいただいた加入申込者のBBTVサービスの加入契約の成立日は、「Yahoo! BB 光 ホームサービス規約」または「Yahoo! BB 光マンションサービス規約」に定める契約成立日とします。

## BBTV・放送サービス個別規定

### 第1条（適用範囲）

本個別規定は、「BBTV サービス規約（約款）」に基づく本サービスの申込者および契約者に適用されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本個別規定において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
チャンネル（放送）サービス	電気通信役務利用放送として提供する当社のチャンネル（周波数帯で区分した放送番組の群）であり、チャンネルパックおよびアラカルトチャンネルならびに当社が指定するその他のサービス
チャンネルパック	チャンネル（放送）サービスのうち、当社が指定する複数のチャンネルを組み合わせ、ひとつの商品として提供するもので、別表1第1号に定めるサービス
アラカルトチャンネル	チャンネル（放送）サービスのうち、チャンネルパック以外の有償のチャンネル（放送）サービスであり、チャンネルごとに契約することで視聴できるサービス

### 第3条（チャンネル（放送）サービスの提供）

1. 当社は、当社が提供するBBTVサービスの加入契約を締結している加入者に対し、次のサービスの提供を行います。
  - (1) チャンネルパック
  - (2) アラカルトチャンネル
  - (3) その他のサービス
2. 当社が定めるチャンネルパック内のチャンネル組み合わせが変更され、またはこれらに含まれているチャンネルのサービスが終了した場合は、当社はその責任を負いません。

### 第4条（利用料）

1. 加入者は当社が別表1に定める利用料を当社に支払うものとします。なお、各サービスにおける課金開始日は次の通りとします。
  - (1) チャンネルパック利用料およびアラカルトチャンネル利用料
    - ①ご利用登録後に追加申し込みを行った場合  
チャンネルパック、アラカルトチャンネルの提供を受け始めた月（サービス提供月）の翌月1日
    - ②BBTVサービスの加入申し込み時にチャンネルパック、アラカルトチャンネルの申し込みを行った場合（「Yahoo! BB 光 TV package」の会員を除く）  
「ご利用登録日」もしくは「別途会員に通知する『ご利用設定完了日』の7日後」のいずれか早い日が属する月の翌月1日  
（「ご利用登録日」とは、BBTV サービス規約（約款）第3条4項に定める手続きを完了した日のことをいい、以下同様とします。）

（「ご利用設定完了日」とは、会員が BBTB サービスを利用可能な状態にする当社のシステム登録作業が完了した日をいい、以下同様とします。）

③ソフトバンク BB 株式会社が定める「Yahoo! BB 光ホームサービス規約」に基づき提供する「Yahoo! BB 光ホーム」サービスの会員および「Yahoo! BB 光マンション規約」で定める「Yahoo! BB 光 TV package」の会員の場合

「ご利用登録日」もしくは「『Yahoo! BB 光ホーム』または『Yahoo! BB 光マンション』サービスの開通日」のいずれか早い日が属する月の翌月 1 日

（「開通日」は、「Yahoo! BB 光 ホームサービス規約」または「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」に定めるものとし、以下同様とします。）

（2）その他のサービス利用料

当社が別途定める日

2. 前項の定めに関わらず、加入者がサービス提供月にサービス加入契約を解約した場合、加入者はサービス提供月の月額利用料を当社に支払わなければなりません。
3. 事由の如何を問わず、チャンネル（放送）サービスが終了した月の翌月に加入者がチャンネル（放送）サービスの申し込みを行いチャンネル（放送）サービス加入契約が成立した場合の課金開始日は、チャンネル（放送）サービスのサービス提供月の当月 1 日とします。

第 5 条（契約変更の申し込み）

1. チャンネル（放送）サービスの変更を希望する場合、加入者は当社の定める方法により当社に申し込みを行わなければなりません。
2. 加入者はチャンネルパック内でパックの変更を申し込むことができます。
3. 加入者がチャンネルパック内でパックを変更する場合、加入者は別表 1 第 3 号に定めるチャンネルパック変更手数料を当社に支払うものとします。

別表1

1. チャンネルパック利用料 (月額)

項目	金額 (税込)	摘要
ベーシックチャンネルパック	2,390円	
おてがるチャンネルパック	1,480円	

2. アラカルトチャンネル利用料 (月額)

項目	金額 (税込)	摘要
釣りビジョン	945円	
FIGHTING TV サムライ	1,890円	
J sports Plus	1,365円	
Mnet	1,575円	
パチンコ★パチスロTV!	1,050円	
ソフト・オン・デマンドTV DELUXE	2,480円	
ソフト・オン・デマンドTV BEST HIT	1,780円	
ソフト・オン・デマンドTV 2チャンネルセット	2,980円	※ソフト・オン・デマンドTV 2チャンネルセットは、ソフト・オン・デマンドTV DELUXE、およびソフト・オン・デマンドTV BEST HITの双方の利用契約が継続する期間、双方のサービスの利用契約に対し一括して適用される左記料金を支払うこととします。

※チャンネル利用料金については、暦月を一単位とします。

3. 手数料

項目	金額 (税込)	摘要
チャンネルパック変更手数料	1,050円	

(2005年6月22日改定)

(2005年7月1日実施)

(2005年9月1日改定実施)

(2005年10月1日改定実施)

(2005年11月15日改定)

(2005年12月1日実施)

(2006年3月15日改定)

(2006年4月1日実施)

(2006年6月15日改定)

(2006年7月1日実施)

(2006年9月15日改定)  
(2006年10月1日実施)  
(2007年1月15日改定)  
(2007年2月1日実施)  
(2007年3月15日改定)  
(2007年4月1日実施)  
(2007年6月15日改定)  
(2007年7月1日実施)  
(2007年11月1日改定実施)  
(2008年5月16日改定)  
(2008年7月1日実施)  
(2008年9月16日改定)  
(2008年10月1日実施)  
(2009年7月1日改定)  
(2009年9月1日実施)  
(2010年3月1日改定)  
(2010年4月1日実施)  
(2011年10月21日改定)  
(2011年12月1日実施)